

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

デジタル手続法に係る液石法改正について（お知らせ）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の業務につき、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和元年5月31日付けで公布されましたので取り急ぎお知らせいたします。

なお、改正内容の詳細及び施行日等につきましては、情報を入手次第、改めてお知らせいたします。

つきましては、会員各位におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

敬具

記

改正の概要

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（デジタル手続法）の改正により液石法第14条の書面交付及び第28条の委託契約書交付について、情報通信技術を利用する方法の追加

添付書類

- ・ 別添1：官報
- ・ 別添2：新旧対照条文
- ・ 参考資料：デジタル手続法案への経済産業省の対応

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当者：飯田・北邨・橋本）



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔法 律〕

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（一六）

○戸籍法の一部を改正する法律（一七）

○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（一八）

○食品ロスの削減の推進に関する法律（一九）

〔政 令〕

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一五）

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（一六）

〔府 令〕

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（一七）

○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六）
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（同七）
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（同八）

〔府令・省令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務一）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（同二）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（同三）

〔省 令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇）

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（同一一）

○最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令（同一二）

○公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令（同一三）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令
（財務・経済産業一）

○母子保健法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七）

○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業一）

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産六）

○農業保険法施行規則等の一部を改正する省令（同七）

○独立行政法人日本貿易振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（経済産業八）

○独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同七）

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同八）

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同九）

○独立行政法人経済産業研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一〇）

○国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一一）

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（同一二）

〔規 則〕

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委二）

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分・平成二十三年分・平成二十四年分・平成二十五年分・平成二十六年分・平成二十七年分・平成二十八年分）を公表する件（総務四七）

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十三年分・平成三十四年分・平成三十五年分）を公表する件（同四八）

（以下次のページへ続く）
本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

した電子情報処理組織をいう。)を使用して、厚生労働省令で定めるところにより、被共済者の就労の実績を機構に報告することとなる場合には、前項に規定する方法に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、現金をもつてすることが出来る。

第七節 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

(健康診査に関する情報の提供の求め)

第十九条の二 市町村は、妊産婦若しくは乳児若しくは幼児であつて、かつ当該市町村以外の市町村(以下この項において「他の市町村」という。)に居住していた者又は当該妊産婦の配偶者若しくは当該乳児若しくは幼児の保護者に対し、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは前条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第二十二條第二項第二号から第五号までに掲げる事業を行うために必要があると認めるときは、当該他の市町村に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査に関する情報の提供を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定による情報の提供の求めについては、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるところにより行うよう努めなければならない。

第八節 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第八条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一項を加える。

3 液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付(再交付を含む。以下この項において同じ。)に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

第二十八条の次に次の一項を加える。

2 前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるところにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書面の交付をしたものとみなす。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る。)、同法別表第一の改正規定第十号に掲げる部分を除く。、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く。、及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第三号中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(第五十七條を「第五十七條第一項」に改める部分に限る。を除く。)、同法第十八条の改正規定(同法第三十七條第五十七條第一項)に改める部分に限る。を除く。、同法第五十六條(見出しを含む。の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定(電子計算機処理等の受託者等)を「利用者証明検査者等」に改める部分に限る。及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。、第四号中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七條の規定並びに附則第三条、第七條から第九條まで、第六十八條及び第八十條の規定、公布の日

二 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第十五條)を「第十五條の四」に、「第二十條を「第二十一條の三」に、「第二十一條」を「第二十一條の四」に改める部分に限る。)、同法第二条及び第三条の改正規定、同法第十条の次に一條を加える改正規定、同法第十二條第一項及び第五項、第十二條の第二項並びに第十二條の四の改正規定、同法第二章第十五條の次に三條を加える改正規定、同法第十九條の次に一條を加える改正規定、同法第二十条の次に三條を加える改正規定(すべて)を「全て」に改める部分に限る。、同条を同法第二十一條の四とする改正規定、同法第三章に三條を加える改正規定(第二十一條の三第五項の表第十二條の四とする改正規定、同法第三十條の五十一、第三十六條の第二項、第三十七條第一項、第四十六條第二号及び第四十八條第一項の改正規定並びに第三号中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第六十六條第六項及び同法第七十九條に一項を加える改正規定並びに附則第四條第一項、第二項、第五項から第七項まで、第十一項及び第十二項、第五十七條、第五十八條、第六十一條並びに第六十三條(日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一號)第三十六條第二項の改正規定に限る。の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第五條の規定、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二號)の施行の日

四 附則第三十九條(租税特別措置法(昭和三十一年法律第百二十六號)第二十五條の第二項第二号の改正規定に限る。の規定、平成三十二年一月一日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。のいずれか遅い日

五 附則第三十條(地方税法(昭和二十五年法律第百二十六號)第七十二條の二十五第十五項及び第六項並びに第七十二條の二十六第十項及び第七十一項の改正規定並びに同法附則第九條の五の改正規定に限る。)、第四十四條、第五十條及び第七十一條の規定、平成三十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日

六 第三号中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律目次の改正規定、同法第三十條第四項の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(第一号に掲げる部分を除く。)、同法第三十八條の改正規定、同法第三十七條第三項の改正規定(同号に掲げる部分を除く。、同法第三十八條の改正規定、同法第二章第二節第二款中同条の次に二條を加える改正規定、同法第四十一條、第四十四條第一項、第四十五條、第五十一條(見出しを含む。、第五十三條(見出しを含む。、及び第五十五條(見出しを含む。の改正規定、同法第五十七條の見出しの改正規定(同号に掲げる部分を除く。、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六條第一項の改正規定、同法第六十七條第一項の改正規定(同項に一号を加える部分に限る。、並びに同法第七十四條及び第七十八條第一項の改正規定並びに第四号中番号利用法第七條及び第六條の改正規定、番号利用法第七條の改正規定(同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る。、並びに番号利用法第五十五條及び附則第三條の改正規定並びに附則第六條の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

七 第二条中住民基本台帳法別表第一の四十四の三の項の次に次のように加える改正規定、平成三十三年一月一日

八 第六條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

九 第二条中住民基本台帳法第十七條の改正規定(同条に三號を加える部分(第五号及び第六号に係る部分に限る。に限る。)、同法第七十條第二項から第五項までの改正規定及び同法第三章に三條を加える改正規定(第二号に掲げる部分を除く。、並びに附則第四條第四項及び第八項の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

十 第二条中住民基本台帳法目次の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。、同法第八條、第九條、第十三條及び第十五條第四項の改正規定、同法第十七條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。、同法第十八條及び第十九條第四項の改正規定、同法第二十條の次に三條を加える改正規定、同法第二十一條の改正規定(第二号に掲げる部分を除く。、同法第二十六條から第三十條までの改正

別添 2

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号) 1

経済産業省関係

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（書面の交付） 第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。 一 液化石油ガスの種類 二 液化石油ガスの引渡しの方法 三 供給設備及び消費設備の管理の方法 四 第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法 五 当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。	（書面の交付） 第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。 一 液化石油ガスの種類 二 液化石油ガスの引渡しの方法 三 供給設備及び消費設備の管理の方法 四 第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法 五 当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称 六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項 2 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

3 液化石油ガス販売事業者は、前二項の規定による書面の交付（再交付を含む。以下この項において同じ。）に代えて、政令で定めるところにより、一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該液化石油ガス販売事業者は、当該書面の交付をしたものとみなす。 （保安業務の委託） 第二十八条 液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。 一 委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法 三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項 2 前項の委託契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該委託契約の当事者は、当該書面の交付をしたものとみなす。	（新設） （保安業務の委託） 第二十八条 液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。 一 委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法 三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項 （新設）
--	---

デジタル手続法案への経済産業省の対応

1. デジタル手続法案の主な内容

①行政手続における情報通信技術の活用

- 行政手続のオンライン原則
- 添付書類の撤廃
 - ✓ 登記事項証明書等の添付書類について、行政機関間の情報連携等により提出を不要とする規定を整備。

②デジタル化を実現するためのシステム整備等

- 国のシステム整備の促進
- デジタル・デバイド対策
 - ✓ 国民の情報通信技術活用のための能力等の格差の是正。

③民間事業者による情報通信技術の活用の促進

- 民間手続のデジタル化
 - ✓ 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施。

2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正（上記③に対応）

【現行制度の概要】

- 液化石油ガス販売事業者から、一般消費者等に対し 書面で情報提供を行う義務(第14条)
 - ✓ 取引条件で問題が生じやすい点を明記
 - ⇒取引の適正化を促進
- 液化石油ガス販売事業者と、保安業務委託先の保安機関が、重要事項を記載した 書面を相互交付する義務(第28条)
 - ✓ 委託関係の明確化
 - ⇒保安業務の的確な遂行

- 書面に代えて、オンラインによる情報提供も可能に（情報提供の 相手方の同意が必要）
- ⇒事業者の負担軽減、一般消費者等の利便性の向上

【デジタル手続法案】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、
①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続のオンライン原則に関する共通事項を定めるとともに、
②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則及び共通事項（行政手続オンライン化法※）

※法律名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続のオンライン原則に関する共通事項

✓「オンライン可能」から「**オンライン原則**」への転換

現行	申請等を、書面に加えオンラインでも受け付けることができる	→	改正後	申請等を書面に代えて、原則オンラインで受け付ける
----	------------------------------	---	-----	--------------------------

✓ 具体的な規定内容

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認や手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について、**法令上省略可能とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するためのシステム整備等

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**システム整備、データの標準化、API（外部連携機能）の整備等**
- 情報通信技術の活用のための能力等の格差（デジタル・デバйд）の是正

民間事業者による情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- 国外転出者の本人確認情報の公証（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
- 本人確認情報の提供を受けられる事務の追加（酒類製造免許に関する事務等を追加）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり、国内外問わず実現（オンライン手続・本人確認の実現、添付書類の省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現
- 個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）
- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- 罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加
- 社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加
→ 行政手続における関係書類の提出の省略、行政事務の効率化